

研究開発型ベンチャー創出に関する当面の対応課題について（案） （提言）

平成14年11月7日

総合科学技術会議

研究開発型ベンチャープロジェクトチーム

総合科学技術会議研究開発型ベンチャープロジェクトチームは、本年9月に発足し、企業、大学等、公的研究機関での研究成果の実用化、事業化を効果的に推進するための具体的な方策について、集中的に調査・検討を行っている。

我が国経済の再生に向けて、革新的な技術を生かし新産業分野を切り開く、研究開発型ベンチャーの創出が不可欠であるが、大学・企業等での研究成果を事業化するにあたっては、「死の谷」とよばれる実用化研究開発や経営のための資金調達等の問題が、最大の障害と指摘されている。

当プロジェクトチームは、この課題について、年度末を目途にとりまとめることとしているが、そのうち15年度予算編成・税制改正等に反映すべき課題については、早急な対応が必要との認識に立って、緊急に検討を行った。以下に掲げる方策について、重点的に対応すべくここに要望するものである。

1 税制

（1）スタートアップ期

ベンチャー起業にあたり、資金調達が最大の障壁となっている。ベンチャー企業は担保不足、実績不足のため、金融機関からの融資には限界があり、間接金融から直接金融への転換を図っていく必要がある。このため、個人投資家のベンチャー投資へのインセンティブを高め、個人金融資産をベンチャー投資に導く必要がある。

○ エンジェル税制

エンジェルによるベンチャー企業への投資時点において、投資額の一定割合の税額を控除し、個人投資家の投資意欲を喚起するとともに、適用要件について見直し、対象企業を拡大。

(2) アーリーステージ期

研究開発型ベンチャーの発展のためには、その核である技術の絶えざる研究開発が不可欠である。「死の谷」とよばれる状況を克服し、新たな設備や研究開発への投資を可能とするための税制優遇措置の強化が必要である。

○ 研究開発税制

- ・ 企業の年々の経営状況にかかわらず、継続的な研究開発を促進するよう、現行の試験研究費の「増加分」の一定割合を控除する制度に代えて、試験研究費の「総額」の一定割合を税額控除する制度を創設（未使用控除額については繰越。）。

特に、基礎研究の成果を活用した革新的な技術開発につながる産学官連携による共同研究、委託研究に関しては、これに加え、更に税額控除。

- ・ 新規に取得した試験研究用設備の即時償却制度を創設。

○ 欠損金に係る特例措置・留保金課税

- ・ 創業期における積極的な投資等を可能とするため、欠損金に係る特例措置（繰越期間・繰戻還付）の拡充。
- ・ 新たな設備や研究開発等将来の投資に備えた内部留保金の課税の撤廃。

以上とあわせて、税制改正の所期の目的が効果的に達成されるような制度設計や関連するシステムの整備を検討する必要がある。

2 予算

いわゆる「死の谷」状況に対処するためには、税制による民間資金の導入のみならず、公的資金による支援が重要である。このため、大学、企業等における実用化、ベンチャー創出等に向けた、あるいは産学官連携による研究

開発に対する助成や、ベンチャー企業の経営への助成・支援の充実を図るべきである。

大学、研究機関等での研究開発体制の整備から研究成果の製品化・事業化までの各段階において、以下のような施策に重点的に取り組む必要がある。

（１）基盤形成・環境整備

大学における知的財産の管理・活用や産学連携の推進に関する体制など、組織的に産学官連携やベンチャー創出に取り組む体制を整備する。また、技術経営分野のカリキュラム開発やモデル事業を実施すること等を通じ、ベンチャー企業を起こす起業家やその経営を担う人材の育成を図る。

（２）シード期

マッチング・ファンドにより、企業化ニーズに合致した産学官の共同研究を推進したり、大学発ベンチャーを目指す研究者等に対する技術開発を支援するなどにより、研究開発型ベンチャーのシードとなる革新的な技術の開発を促す。IT、バイオ等各分野においても、その特性に応じた技術開発の支援を図る。

（３）スタートアップ期

TLOの活動支援や大学等での特許出願の支援等により、大学から民間事業者への円滑な技術移転を図るとともに、企業からスピンオフベンチャーへの円滑な技術移転にも考慮する。また、企業・大学からのスピン・オフによるベンチャー企業に対し、マーケットニーズを精査した上で、研究開発を支援したり、法務、財務、経営等の専門家を派遣するなどにより、スタートアップ期のベンチャーの成長をサポートする。

3 制度改革

(1) 税制・財政措置が研究開発型ベンチャーの創出・事業拡大に有効に機能するためには、諸制度の改善も不可欠である。特に、会社設立等に係る要件を緩和するとともに、資金供給源の拡大を図れるよう、所要の措置を講ずるべきである。

○ 会社の設立と運営

会社の設立・運営の負担やコストを軽減するため、最低資本金等の規制を見直すことが必要であり、速やかに法的手当てを講ずるべきである。

○ 私募規制

ベンチャー企業の株式公開前の資金調達の円滑化を図るため、適格機関投資家の範囲の拡大等を行うことにより、私募制度を活性化する必要がある。

(2) その他、以下のような制度についても、より使いやすいものとなるよう、その改善に向けて、今後さらに問題点を整理すべきである。

○ スtockオプション制度

優秀な人材を確保し、業績向上へのインセンティブを与える効果的な手段であるストックオプション制度のさらなる活用を促すため、付与対象者に対する税制上の取扱い等の改善が望まれる。

○ 中小企業技術革新制度

中小企業の研究開発から事業化までを一貫して支援する中小企業技術革新制度(SBIR)については研究開発型ベンチャー企業の間でも評価されているところであるが、さらにベンチャー企業を含む中小企業が利用しやすいよう一層の改善・充実が望まれる。

今回、来年度からの税制等において対応すべき事項をとりまとめたものであるが、当プロジェクトチームとしては、研究開発型ベンチャー創出の諸課題について、来年度以降取り組むべき事項を含め、引き続き今年度末のとりまとめを目途に検討を進めることとする。